

柏市チャレンジ支援補助金（売上回復・消費喚起等連携事業）交付要綱

制定 令和 3年10月 1日

施行 令和 3年10月 1日

（目的等）

第1条 この要綱は、複数の事業者が連携し、新型コロナウイルス感染症の状況下での営業や感染症の収束後を見据えた商品・サービスの開発や販路拡大等の取り組みに対し、柏市チャレンジ支援補助金（売上回復・消費喚起等連携事業（以下「補助金」という。））を交付することにより、事業活動の活性化を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及び別表第1に掲げる法人をいう。
- (2) 同業団体 日本標準産業分類（平成25年〔2013年〕10月改定）における同業者によって組織された団体で、当該業界の親睦，地位・技術の向上，発展などに寄与するための活動を行う事業所及びこれに準ずる事業者の組織をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合でその組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているものその他市

長が適当と認めるものをいう。

(4) 申請事業者 柏市内に本店若しくは主たる事務所等を有する中小企業者又は同業団体で、補助事業を実施する事業者のとりまとめを行い、補助金に係る申請及び報告を行う者をいう。

(5) 連携事業者 対象事業の実施に不可欠な役割を担い、申請事業者と連携して対象事業を行う者をいう。

(6) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業

（対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

(1) 申請事業者であること。

(2) 柏市税を滞納していない者であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 申請事業者は次のいずれかに該当しないこと。

ア 商店会

イ みなし大企業

ウ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業の許可を受けている者

- (6) 連携事業者は商店会でないこと。
- (7) 申請事業者，連携事業者共に次のいずれかに該当する事業を行っていない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業

ウ 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業
公序良俗に反する等その他市長が不相当と認める事業

（対象事業）

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和3年10月1日から令和4年2月28日までの期間（以下，「対象期間」という。）に実施する次のいずれかの事業であること。

ア 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上減少回復のために実施する消費喚起事業（消費喚起事業）

イ 新型コロナウイルス感染症の状況下への対応や収束後を見据えた商品・サービスの開発や販路拡大につながる事業（販路拡大等事業）

ウ その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上減少回復のために実施する事業（その他事業）

- (2) 同一の所在地，家族，経営者又は資本関係等のあるグループ会社同士である申請事業者及び連携事業者が実施する事業でないこと。

- (3) 申請事業者及び連携事業者の4分の3以上が中小企業者かつ市内に事業所を有する事業者により実施される事業であること。

- (4) 原則5者以上で連携して行う事業であること。ただし，同業団体が申請事業者であって，当該同業団体が実施する事業である場合にあっては，この限りでない。

(5) 同業種又は異業種の連携により行われる事業で、他の市内事業者の参考となるよう、事業の進捗状況及び結果を公開すること。

2 前項の規定にかかわらず、消費喚起事業については、連携事業者に食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている者が含まれている場合は、対象としない。

(対象経費)

第5条 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、別表第2に定めるもののうち、第1条第1項の目的に沿うものとして必要と認められるものとする。ただし、対象経費は、対象期間内に発生し、その履行が確認され、その支出が完了した経費に限る。

(補助金の額等)

第6条 補助金の補助率及び限度額は、別表第2のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第7条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長は、補助金の申請において必要がないと認めるときは、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 誓約書

(2) 柏市税の滞納がないことを証明できる書類

(3) 柏市内に本店若しくは主たる事務所を有することが分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請事業者が社会福祉法人である場合については、前項に掲げる書類に加え、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和50年条例第41号）第3条に掲げる書類を提出するものとする。

3 補助金の申請は、申請事業者1者当たり1回に限るものとする。

4 申請書の提出期限は令和3年10月29日とする。

(実績報告書兼請求書の提出)

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲

げるものとする。

(1) 補助対象経費の支出を証する書類（領収書の写し等で、内訳がわかるもの）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は令和4年3月15日とする。

（標準処理期間）

第9条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、90日とする。

（概算払い）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することがある。

2 この場合において、概算払いは規則第3条の規定により決定した交付決定額の7割を上限とし、残額は規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第17条に規定する市長が定める期間は、対象事業を完了した日から起算して5年間とする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3年10月 1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 1 号関係)

- 1 社会福祉法人
- 2 N P O 法人
- 3 医療法人
- 4 農業法人
- 5 一般社団法人
- 6 一般財団法人

ただし、上記法人のうち、補助金の交付対象とする者の範囲（法人の資本金の額又は出資金の総額、及び常時使用する従業員の数）は、中小企業基本法第 2 条第 1 項で定める業種ごとの規定を準用するものとする。

別表第 2 (第 5 条及び第 6 条)

対 象 経 費	補助額（千円未満切り捨て）
対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費 1 設備購入費（耐用年数 3 年以上かつ税込購入価格 3 万円以上のものに限る。） 2 委託費 3 消耗品費（耐用年数 3 年未満または税込購入価格 3 万円未満のものに限る。） 4 印刷製本費 5 諸謝金（外部講師謝礼等） 6 賃借料 7 賃金 8 旅費及び交通費 9 その他市長が必要と認める経費	限度額
	上限 5 0 0 万円
	補助率
	対象経費の 4 分の 3 以内